最終更新日：2016年6月29日
京浜急行電鉄株式会社
取締役社長　原田一之
問合せ先：総務部　広報課　03-3280-9122
証券コード：9006
http://www.keikyu.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、ライフラインを担う企業集団として、すべての事業において安全の徹底を図るとともに、お客さま、株主・投資家、地域・社会・環境、取引先および従業員などのステークホルダーと適切な協働を図り、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、「グループ理念（経営理念および行動指針）」および「長期ビジョン」に基づき、コーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組む。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、すべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

当社のコーポレートガバナンスに対する取り組みについては、本報告書のほか、当社ウェブサイトの「コーポレートガバナンス・ガイドライン」、「株主総会招集通知」、「有価証券報告書」および「アニュアルレポート」等で開示しておりますので、ご参照ください。
コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示項目の内容は、次のとおりです。

【原則１－４：政策保有株式】
（政策保有株式に関する方針）
当社は、事業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、事業上の連携、協業関係の構築・強化および当社の経営戦略上の観点から意義が認められる場合には、政策保有株式を保有する。主要な銘柄については、毎年、取締役会で検証し、保有継続について判断する。

（政策保有株式の議決権行使基準）
当社は、政策保有株式にかかる議決権は、議案内容が中長期的な観点から当社の企業価値および株主価値の向上に資するものであるか保有目的との整合性を総合的に判断し、行使する。

【原則１－７：関連当事者間の取引】
当社は、「関連当事者の開示に関する会計基準」および「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」に基づき、関連当事者との取引の有無や当該取引の重要性を確認したうえで、開示対象となる取引がある場合には、有価証券報告書等に開示する。
会社法第356条および第365条に基づき、取締役が競業取引および利益相反取引に該当する取引を行おうとする場合には、取締役会において取引内容の事前承認を得たうえで、当該取引終了後に取引実績を取締役会において報告し、株主総会招集通知に開示する。

【原則３－１：情報開示の充実】
(1)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、「グループ理念」に基づいて、「長期ビジョン」、「長期経営戦略」および「中期経営計画」を策定し、当社ウェブサイト等に開示することで、情報提供の充実を図る。

京急グループ総合経営計画の詳細については、当社ウェブサイト（http://www.keikyu.co.jp/company/vision.html）をご参照ください。

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社グループは、ライフラインを担う企業集団として、すべての事業において安全の徹底を図るとともに、お客さま、株主・投資家、地域・社会・環境、取引先および従業員などのステークホルダーと適切な協働を図り、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、「グループ理念」および「長期ビジョン」に基づき、コーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組む。

(3)取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き
当社は、報酬制度について「取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針」を定める。
取締役の報酬は、当社グループの経営の特性に鑑みて、短期的な業績に加えて、中長期的な企業価値・業績向上への貢献および株主との価値共有を重視する。
取締役の報酬案は、代表取締役が作成し、指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において報酬額を決定する。

(4)取締役会が取締役・監査役候補者の選任を行うにあたっての方針と手続き
取締役会は、取締役候補者の選任を行うにあたっては、本人の経験および能力を踏まえ、業務執行部門の一員としてのみならず、経営者の視点を持ち、当社グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することができる者を選任する。
株主総会に付議する取締役選任・解任議案は、代表取締役が取締役会で定めた「取締役選解任基準」に基づき作成し、指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定する。
取締役会は、監査役候補者の選任を行うにあたっては、取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験および能力を有する者を選任する。
株主総会に付議する監査役選任・解任議案は、代表取締役が作成し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定する。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて取締役・監査役候補者の選任を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役・監査役候補者の個々の選任・解任理由については、株主総会招集通知に開示する。

【補充原則４－１－１：経営陣に対する委任の範囲と決定とその開示】
取締役会は、取締役会における議論を深耕させ、当社の一層の発展に資するため、「取締役会規程」において、取締役会での決議事項を定め、

同規程以外の事項については、経営陣への権限委譲により意思決定の迅速化を図る。

【原則4－8：独立社外取締役の有効な活用】
取締役会は、多様な経験と幅広い見識を有する有識者などを独立社外取締役として2名以上選任する。
取締役会は、独立社外取締役から、それぞれの専門性や幅広い見地から有益なアドバイスを受け、当社グループの経営に反映するほか、取締役の職務執行に対して、適切な意見、助言を求め、経営の監督強化を図る。

【原則4－9：独立社外取締役の独立性判断基準】
取締役会は、独立社外取締役・独立社外監査役候補者の選任にあたっては、独立性を実質的に担保するため、金融商品取引所が定める独立性判断基準を踏まえた「社外役員の独立性の判断基準」を定め、同基準を満たす者を候補者として選任する。

【補充原則4-11-1：取締役会全体としての知識等のバランス、多様性・規模に関する考え方】
取締役会は、取締役会全体としての知識、経験、能力および専門分野のバランスに配慮した人員構成とし、定款の定めに従い19名以内とする。
当社は、社内取締役のなかから代表取締役を原則2名以上選定するほか、実効性の高い経営監督機能を確保するため、独立社外取締役を2名以上選任する。

【補充原則4-11-2：社外役員の兼任状況】
独立社外取締役・独立社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の職務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めるものとし、重要な兼職状況を株主総会招集通知等に開示する。

【補充原則4-11-3：取締役会の実効性の分析・評価】
取締役会は、取締役会の実効性を高めるため、年1回、各取締役による取締役会への自己評価を実施する。自己評価の結果を踏まえ、課題点を協議し、取締役会の運営に活かす。
2015年度においては、取締役会の実効性は概ね確保されていると判断したが、取締役会の運営方法、議案の構成および取締役に対するトレーニングなどが課題として挙げられたため、適宜改善を図る。

【補充原則4-14-2：取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、取締役の職位に対する要件に応じて、能力向上に資するトレーニングを実施する。監査役は、外部の研修会等に積極的に参加し、研鑽に努め、監査役の職責を果たすために必要な知識を習得する。
社外取締役・社外監査役の就任に際しては、当社グループの事業・財務・組織を含めた概況に関する情報の提供を行うほか、必要に応じてグループ施設見学など、当社グループについての理解を深めるための施策を行う。

【原則5-1：株主との建設的な対話に関する方針】
当社のIR活動は、取締役社長をはじめとする経営陣が対話等を推進し、IR担当取締役を中心に体制を整備する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本生命保険相互会社	22,391,769	4.06
株式会社みずほ銀行	18,635,219	3.37
株式会社横浜銀行	16,056,735	2.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	13,187,000	2.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行退職給付信託口）	10,977,000	1.99
西武鉄道株式会社	10,767,000	1.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,008,000	1.81
明治安田生命保険相互会社	10,000,000	1.81
資産管理サービス信託銀行株式会社　退職給付信託　みずほ信託銀行口	9,432,000	1.71
三井住友信託銀行株式会社	8,035,000	1.45

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	陸運業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	16 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
武田　嘉和	他の会社の出身者								△		○	
佐々木　謙二	他の会社の出身者											
友永　道子	公認会計士								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武田　嘉和	○	武田氏は、日本生命保険相互会社の元取締役専務執行役員であり、当社と同社との間には資金借入等の取引がありますが、同社からの借入額は借入金全体の10%未満であります。また、同氏は、公益財団法人ニッセイ文化振興財団の理事長であり、当社と同財団との間には寄付の実績がありますが、金額は年額10万円であります。	武田氏は、生命保険会社の国際業務および資産運用業務の元責任者であり、かつリース会社の元経営者として、豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、平成25年6月から、当社社外取締役として当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいていることから、引き続き社外取締役として選任しております。同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、また、当社との間に特別の利害関係はないため、独立役員として指定しております。
			佐々木氏は、大手自動車部品メーカーの元経営者であり、かつ地元経済および地域社会の元代表として、豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、平成27年6月から、当社社

佐々木　謙二	○	―――	外取締役として当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいていることから、引き続き社外取締役として選任しております。同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、また、当社との間に特別の利害関係はないため、独立役員として指定しております。
友永　道子	○	友永氏は、新日本有限責任監査法人の元シニアパートナーであり、当社と同監査法人との間には会計監査等の取引がありますが、当社が同監査法人に支払った当事業年度に係る報酬の合計額は92百万円であります。	友永氏は、日本公認会計士協会副会長の要職を務めたほか、大手情報通信会社等の社外役員として、豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、平成22年6月から、当社社外監査役として当社の経営を監査する役割を適切に果たしていただいていることから、社外取締役として選任しております。同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、また、当社との間に特別の利害関係はないため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明

取締役の人事・報酬および後継者育成計画の決定に関する取締役会の透明性、客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として、半数以上が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会を設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の監査役と会計監査人は、年度監査計画および監査結果等について、定期的に会合を行っております。そのほか、監査役は、会計監査人の監査に随時立ち会っております。
また、監査役と内部監査部門は、情報収集や内部監査実施状況等の報告等、常時打ち合わせを行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
猿田　明里	他の会社の出身者										△			
末綱　隆	その他													
須藤　修	弁護士										○			

※　会社との関係についての選択項目

※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
猿田　明里	○	猿田氏は、株式会社みずほ銀行の元常務執行役員であり、当社と同行との間には資金借入等の取引がありますが、同行からの借入額は借入金全体の10%未満であります。	猿田氏は、大手銀行の元常務執行役員であり、かつ大手総合不動産会社の元経営者として、豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、平成26年6月から、当社常勤社外監査役として当社の経営を監査する役割を適切に果たしていただいていることから、社外監査役として選任しております。同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、また、当社との間に特別の利害関係はないため、独立役員として指定しております。
末綱　隆	○	―――	末綱氏は、神奈川県警察本部長、警視庁副総監等の要職を務めたほか、大手総合商社等の社外役員として、豊富な経験と幅広い見識を有することから、それらの知見等を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、また、当社との間に特別の利害関係はないため、独立役員として指定しております。
須藤　修	○	須藤氏は、当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）において当社が設置する独立委員会の委員に就任しております。	須藤氏は、弁護士として企業法務について高い専門性を有するとともに、総合エンターテインメント企業等の社外役員として、豊富な経験と幅広い見識を有することから、それらの知見等を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、また、当社との間に特別の利害関係はないため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす者をすべて独立役員に指定しております。
なお、当社では、社外役員の独立性をその実質面において担保するため、「社外役員の独立性の判断基準」を定めて、社外役員の独立性を判断しております。

【社外役員の独立性の判断基準】
当社において、独立性を有する社外取締役・社外監査役であるためには、次のいずれかに該当する者であってはならない。

1. 当社および当社グループ会社（以下、総称して「当社」という。）の業務執行者
2. 当社の主要な株主または主要な株主である会社の業務執行者
3. 当社の主要な借入先である者または主要な借入先である会社の業務執行者
4. 当社を主要な取引先とする者または主要な取引先とする会社の業務執行者
5. 当社の主要な取引先である者または主要な取引先である会社の業務執行者
6. 当社から一定額を超える寄付または助成を受けている者
   当社から一定額を超える寄付または助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
7. 当社から役員報酬以外に一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
8. 当社から一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者

9. 社外取締役・社外監査役の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
10. 過去10年間において、第１項に該当していた者
過去５年間において、第２項から第９項までのいずれかに該当していた者
11. 第１項から第９項までに該当する者が重要な職位にある者の場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

（注）
1. 本基準において「業務執行者」とは、「業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準ずる者および使用人」をいう。
2. 第２項において「主要な株主」とは、「直近事業年度末において当社の議決権総数の10%以上の議決権を直接または間接に保有している者（または会社）」をいう。
3. 第３項において「当社の主要な借入先である者（または会社）」とは、「直近事業年度末において当社の資金調達につき代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者」をいう。
4. 第４項において「当社を主要な取引先とする者（または会社）」とは、「直近事業年度におけるその者（または会社）の年間連結売上高の２%以上の支払いを当社から受けた者（または会社）」をいう。
5. 第５項において「当社の主要な取引先である者（または会社）」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の２%以上の支払いを当社に行っている者（または会社）」をいう。
6. 第６項および第７項において「一定額」とは、「直近事業年度における年間10百万円」をいう。
7. 第８項において「一定額」とは、「直近事業年度における法人、組合等の団体の総売上高の２%」をいう。
8. 第９項において「相互就任関係」とは、「直近事業年度末において当社の業務執行者が他の会社の社外取締役・社外監査役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役・社外監査役である関係」をいう。
9. 第11項において「重要な職位にある者」とは、「部長格以上の業務執行者またはそれらに準ずる権限を有する者」をいう。
10. 本基準以外で独立性の判断に重要な影響を及ぼす事項については、柔軟に対応していくこととする。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

当社は、短期的な業績に加えて、中長期的な企業価値・業績向上への貢献および株主の皆様との価値共有を重視した取締役報酬制度を導入しております。
役位ごとに定める金額を支給する基本報酬に加え、事業年度ごとの業績等を勘案して金額を決定する「賞与」、任期（１年）ごとに業績および中長期的な課題に対する取り組み状況等を総合的に勘案して各取締役に金額を積み立て、退任時に累計額を一括して支給する「退任時繰延報酬」、株主の皆様との価値共有および長期的な企業価値・業績向上を意識した経営を実践させるため、株価連動報酬として役位ごとに定める「株式購入資金」を支給し役員持株会を通じて株式を購入する制度を導入しております。
ただし、社外取締役については、その職務内容等に鑑みて、基本報酬（株式購入資金を含まない。）のみを支給することとしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

【2015年度】取締役および監査役の報酬等の総額
取締役19名　348百万円　　監査役5名　69百万円
(1) 取締役の報酬額は、2014年６月27日開催の第93期定時株主総会において年額550百万円以内（うち社外取締役分30百万円、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。
(2) 監査役の報酬額は、2014年６月27日開催の第93期定時株主総会において年額95百万円以内と決議されております。
(3) 上記の報酬等の額のうち、社外役員６名の報酬等の額は61百万円であります。
(4) 上記には、2015年６月26日開催の第94期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役４名（うち社外取締役１名）および監査役１名が含まれております。
(5) 上記の取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1) 基本方針
当社の役員報酬は、沿線の生活者を支える企業集団として安全・安心を最優先に確保するとともに沿線地域の発展のため、グループが連携して事業を行い、相乗効果を図るという当社グループの経営の特性に鑑みて、短期的な業績に加えて、中長期的な企業価値・業績向上への貢献および株主の皆様との価値共有を重視しております。また、報酬額の決定にあたっては、従業員給与、他社の動向、外部調査機関の調査データ等を勘案して決定するものとしております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の構成および決定方法

社外取締役を除く取締役の報酬は、基本報酬（株式購入資金を含む。）、賞与、退任時繰延報酬により構成しております。

社外取締役および監査役の報酬は、基本報酬（株式購入資金を含まない。）としております。

また、取締役の報酬については、半数以上が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定するものとしております。

なお、各報酬の内容は、次のとおりであります。

基本報酬：取締役（社外取締役を除く。）に対して、役位ごとに定める金額（株式購入資金を含む。）を支給いたします。また、社外取締役および監査役に対して、一定の金額（株式購入資金を含まない。）を支給いたします。

賞与：取締役（社外取締役を除く。）に対して、業績に対するインセンティブを高めるため、事業年度における職務執行の対価として、役位ごとに定める標準額を基準とし、業績等を勘案した金額を取締役会で決定し支給いたします。

退任時繰延報酬：取締役（社外取締役を除く。）に対して、中期的な企業価値・業績向上を意識した経営を実践させるため、取締役の任期（1年）の職務執行に対する報酬として、任期ごとに業績および中長期的な課題に対する取り組み状況等を総合的に勘案して取締役会で決定した金額を取締役ごとに積み立て、退任時に累計額を一括して支給いたします。

株式購入資金（株価連動報酬）：取締役（社外取締役を除く。）に対して、株主の皆様との価値共有および長期的な企業価値・業績向上を意識した経営を実践させるため、役位ごとに役員持株会に対する最低拠出額を定め、同額を基本報酬に含める形で支給いたします。なお、取得した株式は、原則として在任中保有し続けることを義務づけております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役については、取締役会および株主総会その他業務全般に関する事柄を、総務部がサポートしております。

社外監査役については、業務執行ラインから独立したスタッフを配置し、情報の伝達や監査業務の補助を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は、現状において、適時かつ適切に取締役会等の運営を行い、迅速かつ適切な意思決定ができていると考え、従前どおり監査役制度を採用しております。

取締役会は、社外取締役3名を含む16名で構成され、法令・定款で定められた事項や経営上の重要事項の決議および報告ならびに職務執行の監督を行っております。また、取締役の人事・報酬および後継者育成計画の決定に関する取締役会の透明性、客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として、半数以上が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会を設置しております。さらに、常勤取締役および常勤監査役で構成する常務会は、取締役会に付議する事項はもとより、詳細な業務に関する事項の決議および報告を行っております。このほか、監査役会は、社外監査役3名を含む4名で構成され、各監査役の監査状況の報告および監査意見の形成を行っております。各監査役は、経営状況の監査や取締役の職務執行の適法性などの監査を行うほか、取締役会や常務会などの重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行っております。また、代表取締役と監査役との間で職務執行や監査に関し定期的に会合を行い、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について積極的に意見交換を行っております。さらに、監査役は、会計監査人と定期的に会合をもつなど、緊密な連携を保ちながら、積極的に意見および情報を交換します。なお、取締役の事業年度の経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することができるようにするため、取締役の任期は1年としております。

当社では、公共交通機関を中心に事業を行う当社の社会的責任を踏まえ、短期的な業績に限らず、事業継続の大前提となるサービス・商品の安全確保など中長期にわたる企業価値向上を実現するため、取締役会においては、当社グループの事業や戦略に精通する取締役を中心とした体制をとっております。また、社外役員が独立した立場から経営に参画することで、さらに透明性、客観性の高いコーポレート・ガバナンス体制を推進できることから、上記に記載した体制を採用しております。

グループ全体においては、グループ会社社長が出席するグループ社長会を定期的に開催し、グループとしての経営方針の徹底と経営情報の共有化を図っております。

内部監査は、社長直轄の組織であるグループ業務監査部（12名）が、当社グループの業務全体にわたる内部統制体制についての監査を行うとともに、関係部署との連携強化を図っております。

監査役監査は、専任の組織（スタッフ2名）が、監査役の職務を補助しております。

会計監査は、当社と監査契約を締結している新日本有限責任監査法人が、定期的な監査等により会計処理の正確性と透明性の強化に努めております。なお、当事業年度において業務を執行した公認会計士は、同監査法人に所属する太田荘一（継続監査年数5年）、佐野康一（継続監査年数3年）および橋爪輝義（継続監査年数7年）の3氏であります。また、会計監査業務に係る補助者は26名（公認会計士11名、その他15名）であります。

グループ業務監査部と監査役は、情報収集や内部監査実施状況等の報告等、常時打ち合わせを行っております。また、監査役と会計監査人は、年度監査計画、監査基準および監査結果等について、定期的に会合を行っているほか、監査役は、会計監査人の監査に随時立ち会っております。さらに、会計監査人とグループ業務監査部は、定期的な会合等を通じて内部監査の状況等を共有しております。

当社は、上記記載のとおり、内部監査、監査役監査、会計監査間で相互に連携をとる体制を整備しております。

このほか、それぞれの監査において内部統制部門と連携し、内部統制部門の活動内容を監査に反映させているほか、当社常勤監査役とグループ会社の監査役は、グループ監査役協議会を定期的に開催し、グループ監査の充実、強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、現状において、適時かつ適切に取締役会等の運営を行い、迅速かつ適切な意思決定ができていると考え、従前どおり監査役制度を採用しております。取締役会は、社外取締役3名を含む16名で構成され、原則毎月1回開催し、法令・定款で定められた事項や経営上の重要事項の決議および報告ならびに職務執行の監督を行っております。また、常勤取締役および常勤監査役で構成する常務会は、原則毎月3回開催し、取締役会に付議する事項はもとより、詳細な業務に関する事項の決議および報告を行っております。さらに、監査役会は、社外監査役3名を含む4名で構成され、原則四半期に1回以上開催し、各監査役の監査状況の報告および監査役会の監査意見の形成を行っております。このほか、取締役の人事・報酬および後継者育成計画の決定に関する取締役会の透明性、客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として、半数以上が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会を設置しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2016年６月開催の定時株主総会招集通知は、開催日の３週間前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	2012年６月開催の定時株主総会から、電磁的方法による議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2012年６月開催の定時株主総会から、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	2015年６月開催の定時株主総会から、東京証券取引所および当社ウェブサイトにて招集通知（要約）を英文で開示しております。
その他	2015年６月開催の定時株主総会から、いち早い情報提供の観点から、発送に先立ち、開催日の４週間前に東京証券取引所および当社ウェブサイトに定時株主総会招集通知を早期開示しております。また、事業報告のビジュアル化に取り組むなど、株主総会の活性化および議決権行使の円滑化に向けて取り組んでおります。さらに、株主総会の議決権行使結果を当社ウェブサイトに開示しております。 URL http://www.keikyu.co.jp/company/ir/stock/meeting.html

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ディスクロージャーポリシー」を策定し、当社ウェブサイトに開示しております。 URL http://www.keikyu.co.jp/company/ir/policy/disclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年11月ごろに個人投資家を対象とした説明会を開催しており、主に取締役社長が説明しております。また、説明会終了後、経営陣参加の懇談会を開催しております。さらに、国内各地で証券会社等が主催する個人投資家向け説明会に参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年５月および11月ごろにアナリスト・機関投資家を対象とした説明会を開催しており、主に取締役社長、経理部担当取締役が説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知、株主総会で使用した事業報告（映像・音声）のほか、コーポレート・ガバナンスや、アニュアルレポート、ファクトブック、投資家向け説明会資料、月次営業成績、株主優待など様々なIR資料を開示しております。 URL http://www.keikyu.co.jp/company/ir/index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署名：総務部統括課株式・IR担当 IR担当取締役：取締役総務部長 IR事務連絡責任者：総務部統括課長	
その他	国内のIRカンファレンスに随時参加しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンス規程」に基づき定められた「京急グループ・コンプライアンス指針」および「京急グループ・役員および従業員行動基準」において、ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。 URL http://www.keikyu.co.jp/company/csr/compliance.html
	すべての事業において安全・安心を最優先にするとともに、地域の美化活動における協働や地

環境保全活動、CSR活動等の実施	域住民の皆さまとの交流をとおした社会貢献活動、資源やエネルギーの有効活用、廃棄物の削減・再利用・再資源化、公共交通利用促進などをとおした環境保全活動に取り組んでおります。 なお、これらの活動については、当社ウェブサイトに開示しているCSR報告書に記載しております。 URL http://www.keikyu.co.jp/company/csr/index.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	安全に対する取り組み状況や鉄道部門の設備などについてポスターや冊子で公表しております。また、「コンプライアンス規程」に基づき定められた「京急グループ・コンプライアンス指針」および「京急グループ・役員および従業員行動基準」において、適時・適切な会社情報の開示に努めることを規定しております。
その他	1992年に女性総合職の採用を開始して以来、性別の違いによる採用基準は設けず、配属においても、性別に関係なく幅広く行っております。女性の管理職登用も進めており、現在23名となっております。 また、女性が働きやすい職場環境づくりのため、育児のための時間短縮制度の対象を子が10歳の誕生日の前日までと、法定の3歳よりも大幅に広げているほか、子育て等でやむを得ず退職した場合でも再入社できる制度を制定するなど、働きやすい環境づくりを実践しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．内部統制に関する基本的な考え方
当社グループは、「都市生活を支える事業を通して、新しい価値を創造し、社会の発展に貢献する」というグループ理念に基づき事業を展開し、「地域密着・生活直結」型企業集団として、企業価値の最大化を目指しております。これらを達成するために、業務の適正を確保するための体制の構築強化を図っております。
具体的には、京急グループ・役員および従業員行動基準等の各種社内規程に基づき、適法かつ適正に事業活動を行うとともに、各部門・各職位の責任と権限を明確にし、グループ会社を所管する当社の各部門による業務管理体制を確保しております。また、取締役社長直轄のグループ業務監査部が、当社および当社グループ全体の内部統制体制の監査にあたるとともに、内部通報窓口として、法令違反行為の早期発見に努めております。さらに、取締役の職務執行については、監査役が監査を行い、適法性を担保しております。
また、当社グループは、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に対応するため、内部統制評価を適正に実施し、財務報告の信頼性を確保するとともに、透明性の高い経営体制の構築に努めております。

2．整備状況
(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）
イ．教育の実施
当社グループは、コンプライアンス規程、京急グループ・コンプライアンス指針および京急グループ・役員および従業員行動基準に基づく教育を定期的に実施することにより、グループ全体の順法意識を高め、適法かつ適正に事業活動を行います。
ロ．取締役間の意思疎通・相互監督
当社グループは、職務執行が法令、定款および社内規程に適合することを確保するため、取締役間の意思疎通を図り、相互に監督を行います。
ハ．反社会的勢力への対応
当社グループは、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、不当要求を拒絶します。
ニ．内部監査部門による監査
当社グループ業務監査部は、当社各部門およびグループ会社の内部統制体制の仕組みおよび役職員の職務執行の状況を監査します。
ホ．内部通報制度の整備
当社グループは、当社グループ業務監査部および弁護士を通報窓口とする内部通報制度を整備し、グループ全体の企業活動の健全性を確保します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（情報保存・管理体制）
当社グループは、取締役の職務執行に関する文書その他の情報については、文書整理規程に基づき、適切に保存および管理し、当社取締役および監査役がこれらの文書等を随時閲覧できる体制を維持します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）
イ．安全対策および事故・災害・危機発生時の対応方法の整備
当社グループは、公共交通機関を中心に事業を行う当社グループの社会的責任を踏まえ、サービス・商品の安全・安心を確保するため、京急グループ危機管理規程に基づき、平時から安全対策に積極的に取り組むとともに、万一の事故や災害等の発生に備え、各種対応方法を整備します。また、危機発生時に、グループ全体の情報を集約・共有することにより、危機のすみやかな収拾と再発防止を図ります。
ロ．リスク情報の管理
(イ)リスク情報の把握および損失最小化の対策ならびに共有化
当社グループは、リスク情報を把握し、損失の最小化を図るための対策を講じるとともに、リスク情報を集約したうえで、グループ・コンプライアンス協議会において情報の共有化を図ります。
(ロ)リスク管理体制の監査
当社グループ業務監査部は、当社各部門およびグループ会社のリスク管理体制についての監査を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（取締役の職務の執行体制）
イ．グループ理念・経営計画に基づく経営
当社グループは、グループ理念および経営計画に基づき、経営を行います。
ロ．効率的な職務執行
当社は、取締役会規程、会議付議基準および職務権限規程等の規程に基づき、取締役会から代表取締役社長への権限委譲を行うことにより、効率的な職務執行を行います。また、当社グループは、職制および業務分掌規程、および職務権限規程等の規程に基づき、各部門・各職位の責任と権限を明確にすることにより、適正かつ効率的な職務執行を行います。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制（当社グループの業務の適正を確保するための体制）
イ．当社各部門・内部監査部門の役割
当社各部門は、所管するグループ会社の業務を管理するほか、当社グループ業務監査部は、監査規程に基づき、グループ全体の業務が適法かつ適正に行われているか監査します。
ロ．グループ会社運営規程に基づくグループ会社管理
当社は、グループ会社運営規程に基づき、グループ会社に対し、各社の経営に関する重要事項について当社取締役会または常務会での承認を義務づけるとともに、営業成績、決算および財務状況等の重要情報について当社への報告を義務づけ、グループ全体のガバナンス構築に努めます。
ハ．経営方針の徹底・経営情報の共有化
当社は、グループ会社社長が出席するグループ社長会を定期的に開催し、グループとしての経営方針の徹底と経営情報の共有化を図ります。
ニ．グループ会社における内部統制体制の確保
当社は、すべてのグループ会社において内部統制に関する取締役会決議を義務づけるなど、グループ全体の内部統制体制を確保します。
ホ．金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応
当社グループは、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に対応し、財務報告の信頼性を確保するとともに、透明性の高い経営体制の構築に努めます。

(6) 監査役を補助すべき使用人を配置することに関する事項（以下、総称して「監査役監査の体制」という。）
当社は、監査役の職務執行を補助すべき専属のスタッフを配置し、同スタッフの任免、異動などの人事については、監査役と事前に協議のうえ決定します。また、同スタッフは、取締役からの独立性を保ち、監査役からの指示の実効性を確保するため、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従います。

(7) 監査役への報告等に関する体制

イ. 監査役への会議等による報告
　当社監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、随時回覧される重要な稟議により、当社および当社グループに関する業務についての報告を受けます。
ロ. 業務執行に関する事項の報告
　当社取締役および使用人ならびにグループ会社取締役、監査役および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、すみやかに報告を行います。
ハ. 内部通報の状況の報告
　当社グループ業務監査部は、当社グループの内部通報の状況について、監査役に報告します。
ニ. 報告者の保護
　当社グループは、当社監査役への報告者および内部通報者が不利な取り扱いを受けないことを周知します。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
　当社監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社は、すみやかに当該費用を処理します。また、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するために、当社は、毎年一定額の予算を設けます。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ. 取締役との連携
　当社監査役は、当社取締役と定期的に会合をもつなど、緊密な連携を保ちながら、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、積極的に意見を交換します。
ロ. 会計監査人との連携
　当社監査役は、会計監査人と定期的に会合をもつなど、緊密な連携を保ちながら、積極的に意見および情報を交換します。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方
　当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、不当要求には、断固として拒絶する方針を、当社取締役会において決議し、京急グループ・役員および従業員行動基準において、明確にしております。
(2) 整備状況
　平時には、警察、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築するとともに、コンプライアンス規程に基づく教育や、職位職種別に実施する研修等を通じて、グループ社員への啓発活動を行っております。さらに、有事には、当社総務部がグループ全体を統括し、外部の専門機関と連携しながら、毅然とした態度で対応しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、2015年6月26日開催の定時株主総会で、「当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を継続することについて、株主の皆様にご承認いただきました。

当社の株式会社の支配に関する基本方針は次のとおりです。

(1) 基本方針の内容
当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大量買付行為であっても、安全性を最優先するとともに、沿線地域の発展のため、グループが連携して事業を行い、相乗効果を図るという当社のグループ経営を十分に理解し、企業価値・株主の皆様の共同の利益の向上または確保に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社は、株式会社の経営権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。
しかしながら、株式の大量買付行為のなかには、1. 企業価値・株主共同の利益に侵害をもたらすもの、2. 株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、3. 対象会社の株主や取締役会が、買付の条件等について検討するための、十分な時間や情報を提供しないもの、4. 対象会社の取締役会が、代替案を提案するための、十分な時間や情報を提供しないもの、5. 対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために、買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。
したがって、当社株式の大量買付を行う者は、株主の皆様の判断のために、必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ、一定の検討期間が経過した後にのみ当該大量買付行為を開始すべきである、と当社は考えております。

(2) 取り組みの具体的な内容
イ. 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み
当社グループは、「都市生活を支える事業を通して、新しい価値を創造し、社会の発展に貢献する」ことをグループ理念として、鉄道、バスなどの交通事業を中心に、不動産、ホテル、レジャー、流通などの事業を展開し、安全・安心を最優先としたサービス・商品の提供を行っております。これらの事業を通して、「地域密着・生活直結」型企業集団として当社線沿線を中心にグループ経営を発展・強化し、企業価値の最大化を目指してまいります。
当社グループを取り巻く事業環境は、沿線の人口減少や各事業での競争激化など、厳しくなることが予想されます。このような事業環境においても、経営資源の配分について一層の選択と集中を行い、利益の最大化と財務基盤の強化を図り、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すため、当社グループの一大プロジェクトとなる品川駅周辺開発を見据えた、20年間にわたる「京急グループ総合経営計画」を策定いたしました。
本計画では、2035年度に目指すべき将来像を、長期ビジョン「品川・羽田を玄関口として、国内外の多くの人々が集う、豊かな沿線を実現する」と定めております。「エリア戦略」、「事業戦略」、「お客様戦略」の3つの基本方針のもと、品川駅周辺開発の進捗にあわせて事業期間を区切り、グループ一丸となって長期ビジョンの実現に邁進してまいります。また、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るとともに、コンプライアンスの重視、地域社会への貢献、環境対策など、社会的課題につきましても積極的に取り組んでまいります。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み
当社は、2012年6月28日開催の定時株主総会において、株主の皆様にご承認をいただきました「当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を継続することについて、2015年6月26日開催の定時株主総会にて、ご承認いただいております。
本プランは、(イ)当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付、(ロ)当社が発行者である株式等について、公開買付けを行う者の株式等所有割合およびその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、またはこれらに類似する行為（以下「買付等」といいます。）を対象とします。
本プランは、当社株式等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」といいます。）との間で株主の皆様のために交渉を行うことなどを可能とするものであります。また、上記基本方針に反し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を向上または確保させることを目的としております。
当社の株式等について買付等が行われる場合、当該買付者等には、本プランに定める手続きを順守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出および買付内容等の評価・検討等のために必要かつ十分な情報の提供を求めます。その後、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会は、買付者等から提供された情報や、当社取締役会が必要に応じて提出する意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案について検討します。独立委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉、代替案の検討、株主の皆様に対する情報開示等を行います。
独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を順守しなかった場合、または当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、当該買付等が当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であるなど、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。本新株予約権は、金1円を下限とし、当社株式1株の時価の50%相当額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める価額を払い込むことにより、原則として、当社普通株式1株を取得することができるものですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されております。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施等の決議を行います。当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、すみやかに情報開示を行います。
本プランの有効期間は、2018年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までですが、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。
本プラン導入後であっても、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないと、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、買付者等以外の株主の皆様は、その保有する当社株式の価値の希釈化は生じません。）。

(3)具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由
上記(2)に記載した様々な取り組みは、当社のグループ経営を具現化し、企業価値・沿線価値の向上に資する具体的施策として策定されたもの

であり、当社の基本方針に沿うものです。
　また、本プランは、1．経済産業省および法務省が発表した買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること、2．株主の皆様の共同の利益の向上または確保を目的としていること、3．株主意思を重視するものであること、4．独立性の高い社外者によって構成される独立委員会の判断を重視し、同委員会の判断概要については必要に応じて株主の皆様に情報開示をすること、5．あらかじめ定められた合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設定されていること、6．独立委員会は、当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができること、7．当社株主総会または取締役会により、いつでも廃止することができることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有しているため、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1．情報開示に対する基本方針
　当社は、情報開示に対する基本方針として「ディスクロジャーポリシー」を定め、企業情報を適時、公正、公平かつ継続的に開示することにより、株主や投資家の皆様の信頼と理解の確保に努めます。

2．適時開示体制の概要
（1）当社グループの事業意思決定システム
　当社は「取締役会規程」および「職務権限規程」等の意思決定に関する規程に従い、金融商品取引法に定める重要事実のうち決定事実に該当する事項については、すべて取締役会で決議することになっております。また、グループ会社の重要事実に該当する事項についても「グループ会社運営規程」に従い、当社の取締役会決議を必要としております。

（2）当社グループの情報管理体制
　上記の事業意思決定システムに基づき、重要事実のうち決定事実および決算情報については、取締役会決議事項として取締役会事務局である当社総務部が集中管理しております。また、総務部は適時開示および法務も担当しているため、取締役会の議案の事前チェックや情報管理等も行っております。これらの重要事実については、取締役会での決議後、情報取扱責任者である総務部担当取締役から直ちに情報開示担当部署（総務部）が報告を受けることになっております。
　このほか、災害等の発生事実については、発生後直ちに、当社の担当部およびグループ会社から適時開示担当部署（総務部）を通じて情報取扱責任者に報告することになっております。
　このように情報取扱責任者が把握した当社グループのすべての重要事実については、当社の内部情報の公表方法等を定める「インサイダー取引防止規程」および東京証券取引所が定める有価証券上場規程等の適時開示に係る規定に従い、開示資料の適切性を判断のうえ、適時開示を行います。また、発生事実については、適時開示後、遅滞なく取締役会に報告することになっております。

内部統制システムの概要を含むコーポレートガバナンス体制についての模式図（参考資料）

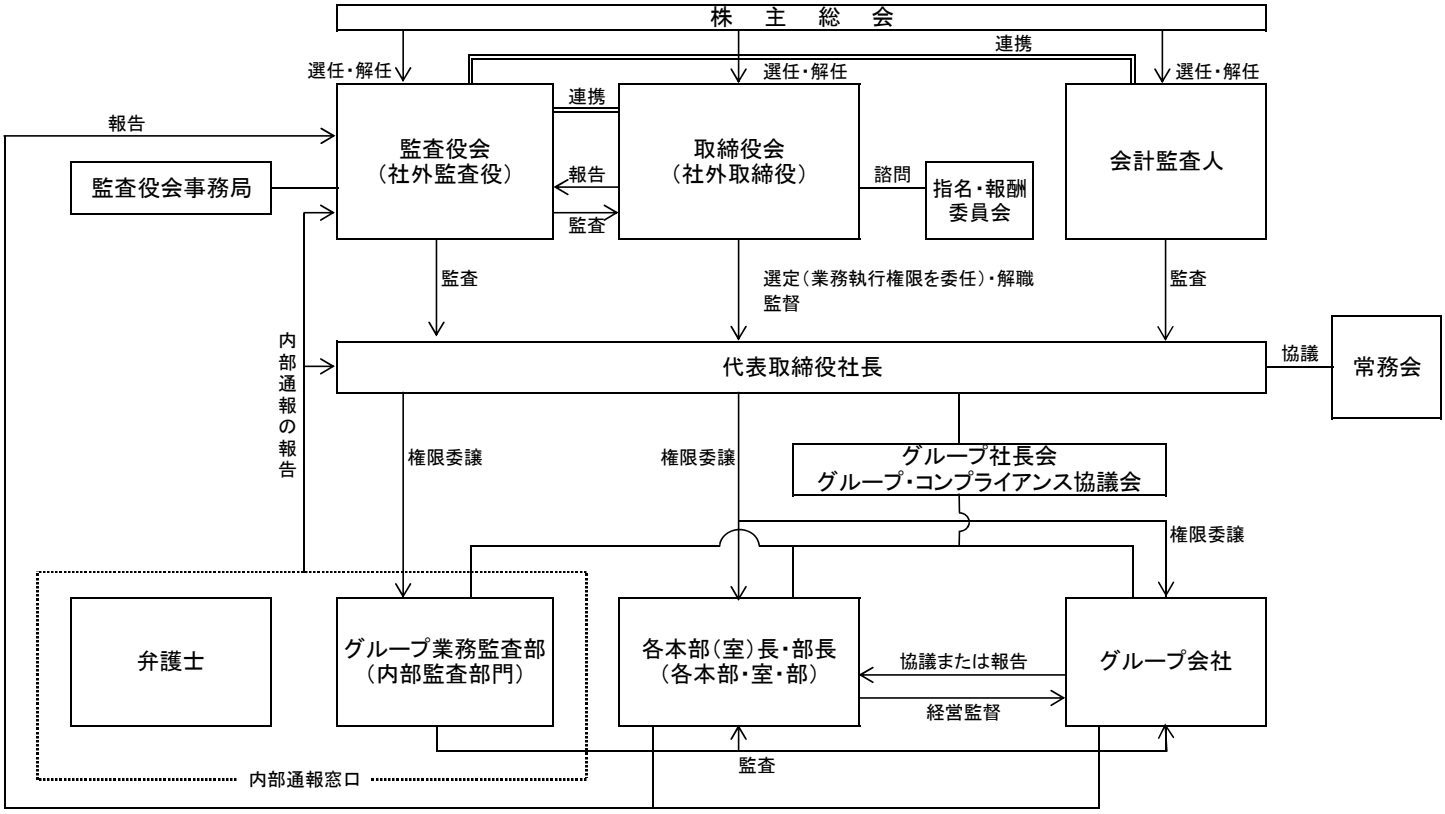

適時開示にかかる当社グループ体制
（事業意思決定システムと情報管理体制）

